帯広市成年後見制度利用支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、民法（明治２９年法律第８９号）で定める成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、帯広市が行う助成について定めるものとする。

（対象者）

第２条　助成の対象者は、現に帯広市に居住する者、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１３条第１項若しくは第２項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされた者、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項の規定により本市が行う入所措置を受けている者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１９条第３項若しくは第４項の規定により本市の介護給付費等の支給決定を受けた者又は生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１９条第３項の規定により本市が保護を行うべき者であって、成年後見等開始審判申立（以下「審判申立」という。）に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、他市区町村が行う同様の助成事業の対象となる者については、助成の対象としない。

(1)　老人福祉法、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）の規定に基づき、市長が審判申立をした者

(2)　民法の規定に基づき、本人、配偶者又は親族等が審判申立をした者又は老人福祉法、知的障害者福祉法若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、他市区町村長が審判申立をした者

２　前項の規定にかかわらず、第５条の規定による申請を行う前に本人が死亡した場合又は報酬付与審判が本人の死亡後に行われた場合は、本人の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）を助成の対象者とする。

（対象費用）

第３条　助成対象費用は、次のとおりとする。

(1)　前条第１号に掲げる者の場合　審判申立に要する費用及び親族でない第三者である成年後見人等の報酬の全部又は一部（以下「審判申立費用等」という。）

(2)　前条第２号に掲げる者の場合　親族でない第三者である成年後見人等の報酬の全部又は一部

２　成年後見人等の報酬の助成金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とする。ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額１８，０００円を、その他の者については月額２８，０００円を上限とする。

（審判申立費用等の助成）

第４条　市長は、第２条に規定する対象者（以下「本人」という。）の資産等の状況を調査して、審判申立費用等の助成を行うものとする。

（助成の申請）

第５条　第３条に規定する成年後見人等の報酬の助成を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、成年後見人等に対する報酬付与の審判の決定後、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第１号）に、関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第６条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、成年後見制度利用支援事業助成金（交付・却下）決定通知書（様式第２号）により助成申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第７条　前条の規定により助成の決定を受けた者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第３号）により、市長に請求しなければならない。

（成年後見人等の報告義務）

第８条　助成を受けている者の成年後見人等は、本人の資産等の状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成の中止等）

第９条　市長は、本人の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により、助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止又は助成の金額を増減する。

（助成金の返還）

第１０条　市長は、虚偽その他不正な行為があったときは、既に助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年２月１０日から施行する。

附　則（令和３年３月１１日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２８日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日）

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の帯広市成年後見制度利用支援事業実施要綱第２条及び様式第１号の規定は、この要綱の施行の日以後に成年後見人等に対する報酬付与の審判の決定（以下「審判決定」という。）を受けた者について適用し、同日前に審判決定を受けたものについては、なお従前の例による。

様式第１号(第５条関係)

　　年　　月　　日

　　帯広市長　　　　様

助成を受けようとする者

住所

氏名

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

　帯広市成年後見制度利用支援事業実施要綱第３条に規定する成年後見人等の報酬の助成を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、審査の際、要支援者の収入の状況等必要な情報を関係機関において調査確認することに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要支援者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 成年後見人等 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 後見人の内容  (○で囲む) | 成年後見　　　　保佐　　　　補助 | |
| 交付申請額 | 後見人等報酬 | 円 |
| 各援護の  実施市区町村  (○で囲む) | 生活保護 | 利用なし　　帯広市　　他市区町村（　　　　　　） |
| 介護サービス | 利用なし　　帯広市　　他市区町村（　　　　　　） |
| 障害サービス | 利用なし　　帯広市　　他市区町村（　　　　　　） |
|  | 利用なし　　帯広市　　他市区町村（　　　　　　） |
| 他市区町村からの  助成の可否 | 他市区町村の利用支援事業は助成対象外であることを確認しました。 | |
| 添付書類 | ①後見等の開始の事実が確認できる書類  ②要支援者の心身及び生活の状態並びに財産の状況等を記載した書類  ③報酬付与の審判書の写し等交付申請額の算出書類  ④その他() | |

様式第２号(第６条関係)

　　帯　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

帯広市長　米沢　則寿

成年後見制度利用支援事業助成金(交付・却下)決定通知書

　　年　　月　　日付で申請のあった標記の助成金については、下記のとおり(交付・却下）することに決定したので通知します。

記

1　交付決定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要支援者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 成年後見人等 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 後見人の内容  (○で囲む) | 成年後見　　　　保佐　　　　補助 | |
| 交付決定額 | 成年後見人等報酬　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | |

２　却下理由

|  |  |
| --- | --- |
| 理由 |  |

様式第３号(第７条関係)

　　年　　月　　日

　　帯広市長　米沢　則寿　様

助成を受けようとする者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　印

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

　　　年　　月　　日付帯　　第　　号で決定のあった成年後見制度利用支援事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

一金　　　　　　　　　　　　円也

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 |  | 銀行  信用金庫  協同組合 |  | 本店  支店  出張所 |
| 預金の種別 | 普通・当座 | | | |
| 口座番号 |  | | | |
| フリガナ  口座名義人 |  | | | |